

災害時看護職ボランティア活動Q&A

Q. 医療救護所とは？

A. 震度5強以上の地震や風水害等の災害時に、医療機関の診療機能の低下や傷病者の増加に対応するため、市長の判断により一時的に開設する救護所です。

(設置基準)

- 災害等により診療所が使用できない場合。
- 診療所が使用できるものの、傷病者の増加に対応できない場合。
- その他必要だと判断される場合。

※設置予定場所は別紙を参照してください。

Q. 災害時には必ず出動する必要がありますか？

A. 看護職ボランティアは出動を強制するものではありません。災害発生時にはご自分やご家族等、身の回りの安全確保を優先してください。安全確保ができましたら可能な限り出動をお願いします。

Q. もしも災害が起こったら？

A. 以下の流れで活動をしてください。

1. 発災
2. 医療救護所設置の可能性がある場合、市から出動確認のメールが届きます。
出動の可否についてメールでの返信をお願いします。
3. 状況に応じて長浜市から出動依頼の連絡（電話、メール）をします。
4. 医療救護所で医療救護活動へ当たっていただきます。活動時には「登録証」を持参ください。



Q. 活動内容は？

- A. (1) 医療救護所において医師の指示に基づく被災傷病者のトリアージ業務の補助
(2) 医療救護所での被災者に対する応急処置及び看護
(3) その他医療救護に係る業務

トリアージ…大事故・災害などで同時に多数の患者が出た時に、手当ての緊急度に従って優先順をつけること。

Q. 活動期間は？

A. 災害発生直後からおおむね72時間（3日間）です。

Q. 日当などの支払いは？

A. 災害出動時の日当、旅費、ケガを負った場合等の補償があります。
災害救助法による「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）等を基に、状況に応じて算出、支払いを行います。

Q. 看護協会への加入者は登録可能か？

A. 登録可能です。

Q. 登録内容の変更があった場合は？

A. 住所、氏名、連絡先等、登録内容の変更が生じた場合は速やかに下記までご連絡いただくか、または長浜市ホームページ「災害時看護職ボランティアの募集」ページより（<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000005411.html>）電子申請をお願いします。
なお、登録内容につきましては定期的に確認をいたしますのでご理解、ご協力をお願いします。

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
長浜市役所健康福祉部地域医療課
「災害時看護職ボランティア担当」
TEL：0749-65-6301

■[医療救護所設置予定場所]

計 17 か所 長浜市防災計画より

番号	地区	名称	所在地
1	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9
2	六荘	南中学校	永久寺町 810
3	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352
4	神照	神照小学校	神照町 311
5	神照	長浜北小学校	八幡中山町 1310
6	北郷里	北郷里小学校	春近町 353
7	西黒田	長浜南小学校	加田町 1460
8	浅井	湯田小学校	内保町 1051
9	浅井	浅井小学校	当目町 54
10	浅井	旧上草野小学校	野瀬町 703
11	びわ	びわ中学校	弓削町 460
12	虎姫	虎姫学園	五村 88
13	湖北	湖北中学校	湖北町速水 1191
14	高月	高月小学校	高月町高月 738
15	木之本	木之本中学校	木之本町木之本 682
16	余呉	余呉小中学校	余呉町中之郷 777
17	西浅井	西浅井中学校	西浅井町塩津中 312

医療救護所一覧

